法律の現場から 134

「解散権」ってあるの？

弁護士　矢﨑　暁子

10月に解散総選挙とのニュースが飛び込んできました。野党議員からの臨時国会の招集の請求を拒否し続けてきたことも憲法53条違反ですが、臨時国会の開催と同時に衆議院を解散する、ということはますます問題があります。

そもそも、内閣には自由に衆議院を解散できる「権限」があるのでしょうか？衆議院議員は（参議院もそうですが）、国民の直接投票によって選ばれた国民の代表者です。国民が選んだ議員の議席を、内閣が自由に失わせていいのでしょうか。実は、内閣の「解散権」は憲法上に明示されておらず、内閣の都合による一方的な解散が許されるかは、昔から議論されています。独裁国家では大統領等による議会への弾圧が問題となっています。

日本の民主主義のあり方が問われる「解散」と言ってよいでしょう。

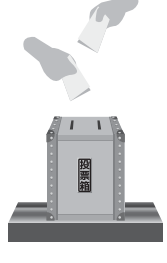

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください
「くらし支える相談センター」　052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所
名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場　名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）
住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階